

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ヤマダホールディングス			コード	9831
提出日	2023/6/6	異動(予定)日	2023/6/29		
独立役員届出書の提出理由	2023年6月29日開催予定の第46回定時株主総会において、社外監査役の新任が付議されるため。また、独立役員である社外取締役または社外監査役について、取引規模の変更等によるため。				
独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	得平 司	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	光成 美樹	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
3	吉永 國光	社外取締役	○								△							訂正・変更	有
4	飯村 北	社外監査役	○													○		訂正・変更	有
5	石井 裕久	社外監査役	○													△		新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。	家電業界のコンサルタントとして、販売の現場からマーケット環境調査まで自らの足を使って行う調査・分析に基づく教育やセミナー、レポート等に定評があり、当社の経営に対しても長年にわたる豊富な経験と知見に基づき、現場目線での有益なご意見や助言をいただいております。その他、小売業の重要なテーマのひとつEC分野のコンサルティングも強化しており、当社グループのインフラを最大限活用したEコマース事業の拡大においても、市場分析、現場目線による指摘、助言、支援をいただくと判断し選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。
2	株式会社FINEVの代表取締役、公益財団法人日本適合性認定協会の理事及び株式会社ソラストの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。	企業のESG/SDGs、多様性の取り組み、TCFDに準じた気候変動体制整備、研修等に関する豊富な専門知識を有しており、多くの企業に対するコンサルティングを行っております。当社グループは、ESG経営として幅広いステークホルダーのニーズに応え、事業を通じた社会課題の解決に向けたSDGsの重点分野として3つのテーマを定めており、サステナビリティの取り組みを積極的に推進しているなかで、豊富な知見に基づく客観的かつ的確な助言をいただくと判断し選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。
3	過去10年間に於いて当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社東和銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、代表取締役頭取及び代表取締役会長並びに相談役等を歴任されておりました。	大蔵省(現 財務省)、岩手県副知事、関東財務局長等を歴任し、金融機関時代においては、「靴底を減らす活動」「雨でも傘をさし続ける銀行」「謙虚さのDNAを忘れない銀行」を理念に、ESG/SDGsと顧客支援は密接な関係にあるとし、積極的な取り組みを推進する等、古い慣習にとらわれない柔軟かつ迅速な施策を打ち出し、新しい銀行のあり方を自らリーダーとして率先して取り組んできた実績があります。これらの長年にわたる経験に基づき、金融面をはじめとした豊富な知見による助言等をいただくと判断し選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。
4	ITN法律事務所の代表弁護士であります。当社は、同氏より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引規模は当社連結売上高の0.0003%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。また、同氏はマルハニチロ株式会社の社外取締役、古河電池株式会社の社外取締役及び株式会社三陽商会の社外監査役であります。当社とマルハニチロ株式会社、古河電池株式会社及び株式会社三陽商会との間には特別の関係はありません。	弁護士としての公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、異なる観点から経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営に貢献いただくと判断し選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。
5	過去10年間に於いて当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社みずほ銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、執行役員 市場ユニット担当(セールス&トレーディング)及び理事を歴任されておりました。	第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)時代から、国内外の営業部門、間接部門を問わず、さまざまな部署・職種を経験されており、また、第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行の3行経営統合後も、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ投資顧問株式会社(現 アセットマネジメントOne株式会社)の主要ポストを歴任されており、非常に貴重なキャリアの持ち主であります。同氏は、「実務者として」、また、「経営者として」、経営全般にわたる豊富な経験や見識、経理・財務に関する知見を有しており、当社グループの「暮らしまること戦略」並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」の推進には、候補者の豊富な知見に基づく助言、監査面での役割が期待されると判断し選任しております。なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。